

| 専門学校 トヨタ神戸自動車大学校 学則細則 | | 制 定 1993年4月1日 改正第17回 2024年4月1日 |
|--------------------------|--|-----------------------------------|
| 目的 | 第1条 本細則は、専門学校 トヨタ神戸自動車大学校学則（以下「学則」という）第34条に基づき、教育の実施に必要な事項を定める。 | |
| 入学許可 | 第2条 合格者発表は、原則として学校内に掲示し、合格者には合格通知及び入学に必要な書類を交付する。 2. 合格者であっても、期日までに入学手続き時納付金を納めないとき、又は所定の入学手続きを完了しないときは合格を取り消す。この際、原則として既納の入学手続き時納付金は返還しない。 | |
| 転科許可 | 第3条 合格者発表は、原則として学校内に掲示し、合格者には合格通知及び転科に必要な書類を交付する。 2. 合格者であっても、期日までに転科手数料等を納めないとき、又は所定の転科手続きを完了しないときは合格を取り消す。この際、原則として既納の転科手数料等は返還しない。 | |
| 保証人 | 第4条 保証人は、父母又はその他の成年者で、独立した生計を営む者でなければならない。 2. 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。 3. 学生は、保証人の変更、又はその氏名もしくは居住地に変更があった場合、速やかに変更届を提出しなければならない。 | |
| 学生証 | 第5条 本校に入学した者には、学生証を交付する。 2. 学生証の有効期間は、在籍する学科の修業年限の期間とする。 3. 次の各号のいずれかに該当する場合には、学生証を返却しなければならない。 (1) 更新するとき (2) 卒業したとき (3) 転科したとき (4) 退学したとき (5) 除籍されたとき | |
| 履修の方法 | 第6条 各授業科目は全て必修とし、その履修は年次毎に学校の定める計画による。 2. 必要に応じて、放課後又は休業日に補講授業を行う。 3. 各授業科目毎、履修効果を評価するため修得試験を行う。 4. 学年末時点において、当該学年の修了が認められなかった場合、原則として同学年の全教科を再履修するものとする。 但し、校長が認めた者については、未修得と認定された科目の区分のみを再履修することができるものとする。 | |
| 試験の方法 | 第7条 学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。但し、場合によっては、口頭試問もしくは研究調査報告等をもってこれに代えることができる。 | |
| 修得試験の受験資格 | 第8条 期間中の各科目の出席時間数が規定時間をすべて満たしていること。但し、欠席等により規定時間を満たさない場合には、学生の願い出により、担当教員がその理由を判断し認めた場合に限り、補講授業を受けて不足分の出席時間数を補うことができる。 2. 前項に由らず次の各号のいずれかに該当する場合は、受験資格が得られない。 (1) 学費及びその他諸費用を滞納中の者 (2) 指示されたレポート等提出物を未提出の者 (3) 休学又は停学中の者 | |
| 修得試験の合格基準 | 第9条 各科目の修得試験合格点は、100点満点の60点以上とする。但し、高度自動車科1年次及び高度自動車科2年次の各科目の修得試験合格点は、100点満点の70点以上とする。 | |

| | |
|----------------|---|
| 履修成績評価 | 第10条 各科目の履修成績評価は、修得試験の結果および平常点を勘案のうえ行い、その基準は別に定める。 |
| 追試験及び再試験 | 第11条 疾病その他やむをえない理由で、各試験を受験することができなかつたと校長が認めた者については、追試験を行う。 2. 試験の結果で不合格の科目がある者には、願い出により校長が認めた場合に限り、当該科目の再試験を行う。 3. 追試験及び再試験を行う日時、場所、方法は学校が指示する。 |
| 追試験及び再試験の受験手続き | 第12条 追試験又は再試験を受けようとする者は、担当教員を經由して追試験願又は再試験願を提出し、校長の受験許可を得なければならない。 2. 追試験願又は再試験願は、1科目毎に所定の用紙と別に定める試験料を納付しなければならない。 但し、細則第16条第4項の公認欠席に伴う追試験については、この試験料を免除する。 |
| 試験に関する不正行為 | 第13条 試験に関し不正な行為の事実が認められた場合、当該定期試験の全科目又は当該科目の受験を無効とし、かつ学則第27条及び細則第20条の規定により懲戒処分を行う。 |
| 修了の認定 | 第14条 学年の修了は、次の各号の要件を充たしている者に対し、学則第11条による教務会の審議を経て、校長が認定する。 (1) 各年次ごと、定められた全科目の修得試験に合格していること (2) 各年次における補講を含めない正規授業への出席率は、80%以上であること 2. 高度自動車科2年次及び自動車整備・車体整備科2年次、エキスパートエンジニア科2年次の修了の認定は、前項の要件を満たし、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（2級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。 3. エクスパートエンジニア科3年次の修了の認定は、前項の要件を満たし、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（自動車車体整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。 |
| 卒業の認定 | 第15条 自動車整備科の卒業の認定は、2年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（2級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。 2. 高度自動車科の卒業の認定は、4年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（1級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。 3. ショールームスタッフ科の卒業の認定は、2年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（3級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。 4. 自動車整備・車体整備科の卒業の認定は、3年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（自動車車体整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。 5. 国際自動車整備科の卒業の認定は、3年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（2級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。 6. エクスパートエンジニア科の卒業の認定は、4年次の修了が認められた者に対し、校長が行う。 |

| | | | | | | | | | |
|-------------|--|--------|-------|--------|-------|--------|-----|--------|-----|
| 欠席、遅刻及び早退 | <p>第 16 条 欠席、遅刻及び早退は、各授業毎にその担当教員が調査記録する。</p> <p>2. 疾病その他やむをえない理由により欠席、遅刻、早退をする者は、事前に届を提出しなければならない。 但し、事前に届け出が不可能な場合は、電話等で連絡し、事後速やかに所定の手続きを取らなければならない。</p> <p>3. 5 日以上連続して欠席する場合は、医師の診断書、又は証拠となる書類を添付しなければならない。</p> <p>4. 次の場合は公認欠席とする。 但し、遠隔地で移動に日時を要する場合は、その日数を加算する。</p> <p>(1) 近親者の喪に服する場合</p> <table data-bbox="766 448 1372 604"> <tr> <td>一親等の血族</td> <td>5 日まで</td> </tr> <tr> <td>二親等の血族</td> <td>3 日まで</td> </tr> <tr> <td>二親等の姻族</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>三親等の血族</td> <td>1 日</td> </tr> </table> <p>(2) 二親等以内の血族の結婚式 1 日</p> <p>(3) 就職試験 必要な日数</p> <p>(4) 第一種普通自動車運転免許の取得 3 日まで</p> <p>(5) 在留資格に関する入国管理局での手続き 必要な日数</p> <p>(6) 伝染病発生による出校停止期間</p> <p>(7) その他校長が定めた期間</p> | 一親等の血族 | 5 日まで | 二親等の血族 | 3 日まで | 二親等の姻族 | 1 日 | 三親等の血族 | 1 日 |
| 一親等の血族 | 5 日まで | | | | | | | | |
| 二親等の血族 | 3 日まで | | | | | | | | |
| 二親等の姻族 | 1 日 | | | | | | | | |
| 三親等の血族 | 1 日 | | | | | | | | |
| 再 休 学 | <p>第 17 条 休学許可を受けた者が、学年末の 3 月 31 日までに休学事由の消滅の見込みがなく、次年度更に休学を希望する場合は、3 月 10 日までに再度学則第 21 条による休学手続きを行わなければならない。</p> | | | | | | | | |
| 復 学 籍 の 抹 消 | <p>第 18 条 復学を願ひ出る期限は、原則として 3 月 10 日までとする。</p> <p>第 19 条 次の場合は、学籍を抹消する。</p> | | | | | | | | |
| 懲 戒 | <p>(1) 学則第 25 条による退学が認められた者</p> <p>(2) 学則第 26 条により除籍となった者</p> <p>(3) 学則第 27 条により退学処分となった者</p> <p>第 20 条 懲戒は、学則第 27 条に従い次の通り定める。</p> <p>(1) 訓 告 教え戒める</p> <p>(2) 停 学 反省を求めため、一定の期間出校を停止させる</p> <p>(3) 退 学 説諭を加えて、退学の手続きを取らせる</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、学則第 11 条の教務会の審議により、行為の軽重と教育上の必要性を考慮して前項の処分を行う。</p> <p>(1) 学則、細則およびこれらに基づく諸規則に違反した者</p> <p>(2) 道路交通に関して好ましくない行為をした者</p> <p>(3) 試験に関し不正行為の事実が認められた者</p> <p>(4) 学校の許可なく学校の物品を持ち出した者、又は私用に供した者</p> <p>(5) 学校の許可なく学校の施設を利用し、私物を製作・修理した者、又は他人にさせた者</p> <p>(6) 故意又は過失により学校の施設、設備、備品等を毀損させた者、又は災害を発生させた者</p> <p>(7) 学校内で喧嘩、騒動、賭博、飲酒、その他これに類する行為をし、学校の秩序、風紀を乱した者</p> <p>(8) 揮発性溶剤、覚醒剤等を吸引、又は所持した者</p> <p>(9) 学校の許可なく学校内で営業活動、政治活動、宗教活動をした者 又はその他学業に関係ない団体等への勧誘やそれらへの支持、支援等を強要する行為をした者</p> <p>(10) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、仲間はずれや集団による無視、遊ぶふりをして叩いたり蹴る、他人の持ち物を隠したり壊す、インターネット上での誹謗中傷などのいじめを行なった者。</p> <p>(11) 強要、侮辱、暴行、脅迫、窃盗、その他不法な行為をして、他人に著しい迷惑をかけた者</p> | | | | | | | | |

(12) 刑法、その他刑罰法規に触れる行為をし、その犯罪事実が明らかなる者
 (13) その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為があった者
 3. 前項各号に掲げる行為のそそのかし又は手助けを行った者は、前項に準じて処分する。
 4. 懲戒処分は、これを指導要録に記載するとともに、保証人にその旨を通知する。また、必要に応じて学校内に告知する。

学則第29条第1項第4号に定める学生納付金および学則第30条に定めるその他諸費用の納付期限は、下表の通りとする。
 但し、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とする。

(1) 自動車整備科／高度自動車科／ショールームスタッフ科／自動車整備・車体整備科／エキスパートエンジニア科

| 学生納付金等の種類 | 期限 |
|---------------------------------|-------------------|
| 入学金 | 本校の指定する 入学手続期限 |
| 1年次前期 授業料・実習費・施設費 1年次 その他諸費用 | |
| 1年次後期 授業料・実習費・施設費 | 1年次の9月20日 |
| 2年次前期 授業料・実習費・施設費 2年次 その他諸費用 | 1年次の3月20日 |
| 2年次後期 授業料・実習費・施設費 | 2年次の9月20日 |

(2) 高度自動車科／自動車整備・車体整備科／エキスパートエンジニア科

| 学生納付金等の種類 | 期限 |
|---|-------------------|
| 3年次編入時 入学金 3年次編入時 前期 授業料・実習費・施設費 3年次編入時 その他諸費用 | 本校の指定する 入学手続期限 |
| 3年次前期 授業料・実習費・施設費 3年次 その他諸費用 | |
| 3年次後期 授業料・実習費・施設費 | 2年次の3月20日 |
| 4年次前期 授業料・実習費・施設費 4年次 その他諸費用 | 3年次の9月20日 |
| 4年次後期 授業料・実習費・施設費 | 3年次の3月20日 |
| 4年次後期 授業料・実習費・施設費 | 4年次の9月20日 |

(3) 国際自動車整備科

| 学生納付金等の種類 | 期限 |
|---------------------------------|-------------------|
| 入学金 | 本校の指定する 入学手続期限 |
| 1年次前期 授業料・実習費・施設費 1年次 その他諸費用 | |
| 1年次後期 授業料・実習費・施設費 | 1年次の9月20日 |
| 2年次前期 授業料・実習費・施設費 2年次 その他諸費用 | 1年次の3月20日 |
| 2年次後期 授業料・実習費・施設費 | 2年次の9月20日 |
| 3年次前期 授業料・実習費・施設費 3年次 その他諸費用 | 2年次の3月20日 |
| 3年次後期 授業料・実習費・施設費 | 3年次の9月20日 |

注1) 授業料・実習費・施設費は前期・後期に年額の二分の一ずつ納付するものとする。
 但し、月払い納付を認められた者は、納付計画に基づき毎月20日に納付するものとする。
 注2) 期限までに納付金を納付した後、転科、留年等により納付すべき金額に差異が生じた場合は、過不足についてすみやかに精算を行う。

| | |
|--|--|
| <p>その他諸費用</p> <p>証明書 の交付 学生 の遵守 事項</p> | <p>2. 入学金、授業料等学則に定めるもののほかに必要な経費は、これを徴収することができる。</p> <p>3. 休学を許可された者は、本人の申し出によりやむをえない事情があると校長が認めた場合、実習費及び施設費を全額又は一部免除することがある。</p> <p>4. 停学となった場合、原則として既納の学生納付金は返還しない。</p> <p>5. 本人より申し出があった場合、前期学費の納付時に後期分を一括して納付することができるものとする。</p> <p>6. 学生納付金等の請求通知および精算通知は、原則として予め学生本人および保証人が届け出た学生納付金等の負担者宛に直接送付するものとする。</p> <p>7. 学生納付金等の納付は、原則として予め届け出た学生納付金等の負担者の郵便口座より引落としによるものとする。 但し、特に希望する場合は当校指定の金融機関への振込又は現金により納付することができる。 なお、引落とし手数料または振込手数料は納付者の負担とする。</p> <p>8. 次に該当する場合、学則第31条第1項の規定にかかわらず、学費の返還を行う。</p> <p>(1) 前期中に後期分の学費を納付した者が、同年度9月30日までに退学または除籍となった場合、前納学費の全額又は一部を返還する。</p> <p>(2) 後期中に翌年度前期分以降の学費を納付した者が、同年度3月31日までに退学または除籍となった場合、前納学費の全額又は一部を返還する。</p> <p>第22条 学則第30条に定めるその他諸費用は在学中に必要な次の費用に充てるものとする。</p> <p>(1) 証明写真代、学生傷害保険等の加入費</p> <p>(2) 健康管理費（定期健康診断代を含む）</p> <p>(3) 自動車整備士登録試験、その他所定の資格試験受験費用</p> <p>(4) 卒業アルバム代、記念品代、寄贈品代</p> <p>(5) 同窓会費、学生活動費</p> <p>(6) その他教育上必要な費用</p> <p>2. 前項の費用に不足が生じた場合は差額を徴収するものとする。</p> <p>第23条 校長は必要に応じて別紙様式の卒業証明書及び修了証明書を交付する。</p> <p>第24条 学生の遵守すべき事項については、別に定める。</p> |
|--|--|

| | 附 | 則 |
|--|------------------|-------------|
| | 本細則は、1993（平成 5）年 | 4月1日から実施する。 |
| | 本細則は、1997（平成 9）年 | 6月1日改正 |
| | 本細則は、1998（平成10）年 | 4月1日改正 |
| | 本細則は、2004（平成16）年 | 4月1日改正 |
| | 本細則は、2006（平成18）年 | 4月1日改正 |
| | 本細則は、2007（平成19）年 | 4月1日改正 |
| | 本細則は、2010（平成22）年 | 10月1日改正 |
| | 本細則は、2012（平成24）年 | 4月1日改正 |
| | 本細則は、2013（平成25）年 | 4月1日改正 |
| | 本細則は、2015（平成27）年 | 12月1日改正 |
| | 本細則は、2018（平成30）年 | 4月1日改正 |
| | 本細則は、2019（平成31）年 | 4月1日改正 |
| | 本細則は、2020（令和 2）年 | 4月1日改正 |
| | 本細則は、2021（令和 3）年 | 4月1日改正 |
| | 本細則は、2022（令和 4）年 | 4月1日改正 |
| | 本細則は、2023（令和 5）年 | 2月1日改正 |
| | 本細則は、2023（令和 5）年 | 7月1日改正 |
| | 本細則は、2024（令和 6）年 | 4月1日改正 |